

市内での事業展開や拡大、新規創業を応援します

固定資産税を免除したり最大75万円を給付したりして市が全力でバックアップ

市は、市内で新たに事務所などを設置する事業者や市内で新たに起業を目指す人を応援するため、各種支援制度を設けています。詳しくは、市公式サイトを確認するか、市役所大和庁舎2階の企業誘致推進課へご相談ください。



市内進出事業者への支援

- 支援内容 ①固定資産税の免除（5年または10年）②市内在住の新規常用雇用者1人につき30万円を給付（上限1500万円）③事務所設置などの借入金の利子を給付（上限3年間、対象借入上限1億円、年利上限1%）
- 対象事業 製造業、加工業、運送業、梱包業、卸売業など
- 対象要件 上の対象事業に該当し、かつ次の全ての要件にあてはまる事業者
▷新設や増設する事務所などの固定資産の総額が2100万円以上▷新規常用雇用者が5人以上いる▷市税などに滞納がない▷暴力団関係者ではない

新規創業者への支援

- 支援内容 建築や改修費、設備費、委託費、広報費など、創業するために必要な経費の2分の1を補助（上



- 限50万円、商店街での創業は上限75万円）
- 対象要件 次の全ての要件にあてはまること
▷福岡県信用保証協会の保証制度を利用できる業種▷市内に事業所を設置し、創業の具体的な計画がある個人や法人▷市税や国民健康保険税の滞納がない▷市や商工会などが実施する起業・創業セミナーなどを受講したか開業までに受講する▷事業に必要な許認可を取得しているか取得が確実な人
※過去に市の空き店舗補助金を受けている場合は対象外
【問】同課企業誘致推進係（☎77・8762）

生ごみ処理機やコンポストの購入費を補助

電動生ごみ処理機をレンタルして便利さを体験してみませんか

市は、生ごみを減らすため、市内の店舗で購入した電動生ごみ処理機などの購入費を予算の範囲内で補助しています。生ごみは約半分が水分で、そのまま燃やすと多くの燃料や時間が必要になります。生ごみ処理機を活用すると、生ごみを簡単に乾燥させることができるため、「ごみを出す回数が週2回から1回に減った」など多くの市民が絶賛。柳川庁舎生活環境課で申請してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。



- 電動・手動生ごみ処理機（1世帯1台まで）
- 補助額 購入費の3分の2（上限5万円）
- 申請方法 購入前に見積書、印鑑を持って市へ申請。購入後の申請は不可
- コンポスト（1世帯2個まで）
- 補助額 購入費の3分の2（1個につき上限4000円）



▲電動生ごみ処理機

- 申請方法 購入後に印鑑、通帳、領収書、使用説明書（パンフレット）を持って市へ申請
- EMバケツ（1世帯2個まで）
- 補助額 1個につき上限2000円
- 申請方法 購入後に印鑑、通帳、領収書、使用説明書（パンフレット）を持って市へ申請
- 【問】市生活環境課リサイクル推進係（☎88・8933）

生ごみ処理機の無料レンタル実施中

市は、電動生ごみ処理機の便利さを多くの人に体験してもらうため、最大1カ月の無料レンタルを実施しています。お気軽に市生活環境課へ連絡してください。
【問】同課環境係（☎77・8485）

10月から市独自の屋外広告物条例を施行

県下一律の規制から地域ごとの景観特性に合わせた規制へと変わります



10月から屋外広告物も地区ごとに基準

正しく管理しないと、飛ばされたり倒れたりして、歩行者や車にぶつかってしまう危険がある屋外広告物。また、屋外広告物が無秩序に表示されると、美しい景観を損ないます。市はこれまで、「福岡県屋外広告物条例」によって、市内の屋外広告物を規制してきました。しかし、県の条例は県下一律の規制内容のため、柳川の地域特性に応じた運用ができませんでした。そこで市は、10月に市独自の屋外広告物条例を施行します。独自条例では、城堀周辺や旧城下町、西鉄柳川駅周辺など景観計画に合わせて市内を区分。各地区ごとに広告物の面積や色彩などの基準を設けています（右表1参照）。詳しい基準などは市公式サイトで確認してください。

掲示するには許可が必要

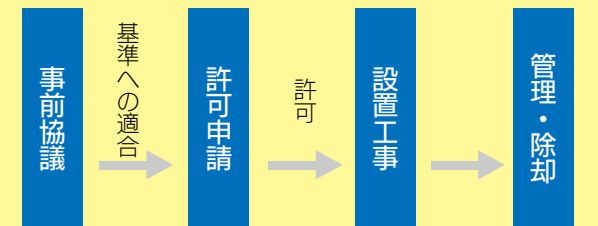
屋外広告物などを設置するときは、事前に申請して許可を受けることが必要です。許可を受けた広告物であっても変更や改造をするときは、事前の許可が必要になります（右図1参照）。また、屋外広告物を新規に設置したり変更したりするときなどは、申請の30日以上前に事前協議が必要です。早めに市都市計画課へご相談ください。
【問】同課都市計画係（☎77・8552）

●表1 1つの敷地内の広告物の合計表示面積上限

地区・エリア	表示面積の総量
城堀周辺地区	15㎡以内
旧城下町地区	30㎡以内
西鉄柳川駅周辺地区	30㎡～150㎡以内
田園集落・社寺林地区	30㎡～100㎡以内
公共交通軸地区	150㎡以内
有明海・干拓地エリア	30㎡以内

※この他、色彩や照明にも基準があります。また、屋外広告物の種類ごとに許可基準を定めています。

図1：屋外広告物許可申請の流れ



ここでは、屋外広告物許可申請の基本的な流れを紹介しています。詳細は市公式サイトで確認してください。



景観を守るルールをご存知ですか

家の壁の塗り替えはもちろん屋外広告物の相談も景観アドバイザーへどうぞ



ぜひ活用を 専門家がアドバイス

市は、「市景観アドバイザー会議」を定期的で開催しています。市内に建物や工作物を建築するときに相談すると、景観に調和するように専門家がアドバイスします。また、屋外広告物を設置するときも景観の面からアドバイスを受けられるので気軽に相談してください。詳しくは、市公式サイトで確認できます。

- 開催日 奇数月の下旬
- 会場 市役所柳川庁舎など
- 【問】市都市計画課都市計画係（☎77・8552）



市内を巡る掘割や城下町の面影を残す町並み、穏やかな田園風景と広大な干拓地の風景。これらの景観を次の世代に引き継ぐため、市は平成24年に近隣自治体に先駆けて市景観計画を策定しました。市内を各エリアに分けて、エリアごとに建物の建築や改築、壁の塗り替えなど景観に影響がある行為のルールを定めています。

- 城堀周辺地区 主に川下りコースとなっている掘割の周辺で、建物や工作物の新築や改築、壁の塗り替えや樹木の伐採などをするときは、規模に関わらず必ず事前協議と届け出が必要
- その他の地区 新築や改築、壁を塗り替える建物が、大規模（高さ10m以上または延べ床面積が500㎡以上）の場合などは、事前協議と届け出が必要

【問】市都市計画課都市計画係（☎77・8552）